

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	12 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年4月まで

亡くなった母が国民年金をさかのぼって納付した後、母から「あなたも国民年金に入りなさい。続ける気があるなら、代わりにさかのぼって払ってあげるからきっちり続けなさい。」と勧められ、以後は自分で納付を続けた。

社会保険事務所では、「さかのぼって納付できる制度は無かった。」と説明されたが、母の記録はさかのぼって納付されており、納付記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が特例納付を行った後、申立人にも特例納付を勧めた上、申立人に代わり加入手続を行い、まとめて国民年金保険料を納付したとしているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の母及び申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金手帳記号番号の被保険者資格取得日（任意加入）から、それぞれ申立人の母は昭和46年6月17日ごろに、申立人は47年5月8日ごろに払い出されたものと推認でき、かつ、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人の母は36年4月にさかのぼって保険料を納付していることが確認できる。また、過去の保険料を申立人の母が納付した後は、申立人自身で納付を続けたとするところ、申立期間後の国民年金加入期間はすべて納付済みであり、申立人の主張と整合している。

さらに、申立人の母が自身の特例納付を行った時期及び申立人の特例納付を行ったとする時期は、いずれも第1回の特例納付の実施期間中である。

加えて、申立人の叔母は、「申立人の母が申立人の保険料をさかのぼって納めたと話していた。自分も納付するよう勧められたが、納付額が多額になるため納付しなかった。」と申立てを裏付ける供述をしており、申立人の主張する

納付が行われたものと考えられる。

申立人は、申立期間において、その夫が厚生年金保険の被保険者のため任意加入対象者となるが、社会保険庁の記録によると、申立人と同様に任意加入対象者とみられる申立人の母は強制加入者として処理されている上、当時、申立人の母は申立人と同じ町内に居住し、国民年金の手続を行う場所も同じ出張所であることから、申立人についても母と同様の処理がなされた可能性がうかがわれ、申立人が納付した保険料相当額が長期間国庫歳入金として扱われていたことを踏まえると、強制加入被保険者となり得ず、特例納付をできないことを理由として保険料の納付を認めないのは信義則に反すると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和47年1月は6万円、同年2月及び同年3月は5万6,000円、同年4月は6万円、同年5月は5万6,000円、同年6月及び同年7月は6万円、同年8月は5万2,000円、同年9月は6万円、同年10月は5万6,000円、同年11月及び同年12月は6万円、48年1月は7万6,000円、同年2月及び同年3月は6万8,000円、同年4月は6万円、同年5月は6万8,000円、同年6月から同年8月までの期間は7万6,000円、同年9月及び同年10月は11万円、同年11月は8万円、49年1月から同年4月までの期間は10万4,000円、同年5月及び同年6月は11万円、同年7月は10万4,000円、同年8月は8万6,000円、同年9月から50年3月までの期間は10万4,000円、同年4月は9万2,000円、同年5月から51年7月までの期間は8万6,000円、同年8月は7万2,000円、同年9月から53年4月までの期間は8万6,000円、同年5月は11万円、同年6月から54年8月までの期間は11万8,000円、同年9月及び同年10月は11万円、同年11月及び同年12月は14万2,000円、55年1月から同年4月までの期間は18万円、同年5月は20万円、同年6月から同年9月までの期間は18万円、同年10月から56年4月までの期間は15万円、同年5月から57年5月までの期間は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から平成13年8月31日まで  
社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた時の標準報酬月額が、受け取っていた給料の半額程度であった。給料に対して厚生年金保険料の控除額が低いのではないか。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚

生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和47年1月は6万円、同年2月及び同年3月は5万6,000円、同年6月及び同年7月は6万円、同年8月は5万2,000円、同年9月は6万円、同年10月は5万6,000円、同年11月及び同年12月は6万円、48年1月は7万6,000円、同年2月及び同年3月は6万8,000円、同年4月は6万円、同年5月は6万8,000円、同年6月から同年8月までの期間は7万6,000円、同年9月及び同年10月は11万円、同年11月は8万円、49年1月から同年4月までの期間は10万4,000円、同年5月及び同年6月は11万円、同年7月は10万4,000円、同年8月は8万6,000円、同年9月から50年3月までの期間は10万4,000円、同年4月は9万2,000円、同年5月から51年7月までの期間は8万6,000円、同年8月は7万2,000円、同年9月から53年4月までの期間は8万6,000円、同年5月は11万円、同年6月から54年8月までの期間は11万8,000円、同年9月及び同年10月は11万円、同年11月及び同年12月は14万2,000円、55年1月から同年4月までの期間は18万円、同年5月は20万円、同年6月から同年9月までの期間は18万円、同年10月から56年4月までの期間は15万円、同年5月から57年5月までの期間は13万4,000円とすることが妥当である。

また、昭和47年4月及び同年5月は、申立人から提出された給与支払明細書の内容から、同年4月を6万円、同年5月を5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立人から提出された給与支払明細書により、昭和48年12月、57年6月から同年9月までの期間及び平成11年12月から12年9月までの期間については、社会保険庁で記録されている標準報酬月額に基づく保険料が給与から控除されており、昭和57年10月から平成3年12月までの期間に

については、社会保険庁で記録されている標準報酬月額に基づく保険料よりも低い額が給与から控除されていることが認められる。平成12年10月については、給与総支給額から認められる報酬月額が社会保険庁で記録されている標準報酬月額と同額であることが認められる。これらのことから、当該期間については、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あつせんは行なわない。

また、申立人から提出された平成8年、9年及び11年の源泉徴収票から判断すると、8年1月から9年12月までの期間及び11年1月から同年11月までの期間については、社会保険庁で記録されている標準報酬月額に基づく保険料が給与から控除されていることが認められる。

さらに、平成12年の源泉徴収票並びにB市から提出された資料により確認できる申立人の13年中の給与所得及び社会保険料控除額から、12年11月から13年7月までの期間に係る標準報酬月額については、12年11月及び同年12月は社会保険庁で記録されている標準報酬月額が申立人の報酬額に見合う標準報酬月額より高額であることが認められ、13年1月から同年7月までの期間は申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が同額であると認められることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あつせんは行わない。

加えて、昭和37年10月から46年12月までの期間、平成4年1月から7年12月までの期間及び10年1月から同年12月までの期間については、保険料控除に関する資料が無く、社会保険事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には不合理な訂正がされた形跡が無い上、申立事業所の代表取締役は既に死亡し、同事業所の取締役とも連絡を取ることができないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年9月から14年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（11万円）であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、11万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月17日から15年3月2日まで

「ねんきん特別便専用ダイヤル」に問い合わせた標準報酬月額を確認したところ、A社での標準報酬月額が実際と異なっていた。当時、天引きされている金額が適正な金額かどうかを判断できる資料は会社から配布されておらず、間違いに気づく手段はなかった。

給与と標準報酬月額に大きな違いがあることは添付した給与明細書で確認できるので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年9月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録によると、当初、当該期間に係る標準報酬額は11万円とされていた。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、平成14年1月16日付けで、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録が遡<sup>そきゅう</sup>及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、9万8,000円に記録訂正されていることが確認できる。

また、元事業主は、「申立期間当時、定かでないが、社会保険料を滞納していたかもしれない。」と供述しており、社会保険事務所の保管する滞納処分票においても、申立事業所が申立期間当時の保険料滞納の事実を確認することができる。

これらを総合的に判断すると、平成14年1月16日付けで行われた遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂

正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。  
このため、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理の結果として記録されている申立人の13年9月  
から14年9月までの期間に係る標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>は、事業主が社会保険事務所に  
当初届け出た11万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成14年10  
月1日）で、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているところ、  
当該処理については遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見  
当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち平成14年10月から15年2月までの標準報酬月額は  
遡<sup>そきゅう</sup>及訂正されておらず、当該期間については、申立人から提出された給与明  
細書（平成13年10月分から15年1月分まで）において確認できる保険料控  
除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報  
酬月額は一致しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保  
険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことか  
ら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による  
保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額を1万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月22日

A社で平成15年12月22日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額に係る記録が無い。賞与支払届を提出していないことが判明したので、同社が21年7月17日に社会保険事務所へ賃金台帳の写しとともに同届を提出したが、厚生年金保険法第75条の該当となり、厚生年金保険の給付に反映されないため標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出のあった諸給与支払内訳明細書及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、申立人は、平成15年12月22日に、申立事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、諸給与支払内訳明細書における賞与の総支給額に係る厚生年金保険料控除額から1万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後

の平成21年7月22日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る15年12月22日の賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月22日

A社で平成15年12月22日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額に係る記録が無い。賞与支払届を提出していないことが判明したので、同社が21年7月17日に社会保険事務所へ賃金台帳の写しとともに同届を提出したが、厚生年金保険法第75条の該当となり、厚生年金保険の給付に反映されないため標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出のあった諸給与支払内訳明細書及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、申立人は、平成15年12月22日に、申立事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、諸給与支払内訳明細書における賞与の総支給額に係る厚生年金保険料控除額から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後

の平成21年7月22日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る15年12月22日の賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月22日

A社で平成15年12月22日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額に係る記録が無い。賞与支払届を提出していないことが判明したので、同社が21年7月17日に社会保険事務所へ賃金台帳の写しとともに同届を提出したが、厚生年金保険法第75条の該当となり、厚生年金保険の給付に反映されないため標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出のあった諸給与支払内訳明細書及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、申立人は、平成15年12月22日に、申立事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、諸給与支払内訳明細書における賞与の総支給額に係る厚生年金保険料控除額から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後

の平成21年7月22日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る15年12月22日の賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月22日

A社で平成15年12月22日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額に係る記録が無い。賞与支払届を提出していないことが判明したので、同社が21年7月17日に社会保険事務所へ賃金台帳の写しとともに同届を提出したが、厚生年金保険法第75条の該当となり、厚生年金保険の給付に反映されないため標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出のあった諸給与支払内訳明細書及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、申立人は、平成15年12月22日に、申立事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、諸給与支払内訳明細書における賞与の総支給額に係る厚生年金保険料控除額から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後

の平成21年7月22日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る15年12月22日の賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額を1万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 22 日

A社で平成15年12月22日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額に係る記録が無い。賞与支払届を提出していないことが判明したので、同社が21年7月17日に社会保険事務所へ賃金台帳の写しとともに同届を提出したが、厚生年金保険法第75条の該当となり、厚生年金保険の給付に反映されないため標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出のあった諸給与支払内訳明細書及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、申立人は、平成15年12月22日に、申立事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、諸給与支払内訳明細書における賞与の総支給額に係る厚生年金保険料控除額から1万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後

の平成21年7月22日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る15年12月22日の賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、事業主は、申立人が昭和20年9月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、昭和20年9月から21年5月までの標準報酬月額については、150円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年3月26日から同年8月31日まで  
② 昭和20年9月10日から21年6月1日まで

私は、昭和20年3月にA国のB地方にあった学校を卒業後、すぐに地元のC社D事業所に入社したが、同年8月にE軍が上陸してきたため、同年9月に内地に戻り、同社F事業所の指示で、同社G事業所で働き始め、当初はH課に配属され、翌年6月ごろにI課に異動となった。

D事業所からG事業所へは転勤扱いのはずなのに、D事業所で働いていた時期(申立期間①)と、G事業所で働き始めた時期(申立期間②)の厚生年金保険の記録が無いので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が、申立期間②において、C社G事業所に勤務していたことは、i) 申立人の申立期間②に係る勤務実態に係る供述は、詳細かつ鮮明であり、不自然な点が無いこと、ii) 申立人が申立期間②当時にH課で一緒に働いていたとする同僚二人の名前が、いずれも同社の後身であるJ社が保管する昭和20年1月と22年1月の社員名簿に、申立ての事業所のH課の職員として記載されていること、iii) C社の関係会社が発行した勤務証明書(昭和32年8月2日付け)に、申立人が昭和20年4月1日からB社のD事業所に職員として勤務し、21年9月4日に引揚げた後、関係会社に転社するまで、B社に勤務していた旨が記載されていることから認められる。

また、申立ての事業所を管轄する社会保険事務所では、昭和 28 年 2 月の火災により、厚生年金保険記号番号払出簿や申立ての事業所の厚生年金保険被保険者名簿を焼失し、その後、復元作業が行われたが、申立人に係る被保険者名簿は復元されず、申立人に係る払出簿は復元されたものの、多数の欠番が認められるなど、完全なものではないと考えられる。また、記号番号が申立人の次の番号で、資格取得日が申立人と同じ 21 年 6 月 1 日と記載されている被保険者には、同年 2 月に入社したとの人事記録があるなど、当該払出簿の記載内容にも疑問点があり、申立人の資格取得日が誤っている可能性は高いものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間②において、C社G事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の昭和 21 年 6 月の記録から、150 円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①については、申立人がC社D事業所に勤務していたことは、申立人の詳細かつ鮮明な記憶や、申立人と同様に商業学校から申立ての事業所に入社した同期生 3 人の供述、及び前記の関係会社の勤務証明書から推認できるが、厚生年金保険法が適用される区域は、現在の日本国内である「内地」であり、「外地」である当時のKに所在していた申立ての事業所には適用されない。

また、申立人が名前を記憶していた同期生 4 人(前記の 3 人を含む。)や、申立ての事業所で働いていたとする申立人の妻にも、厚生年金保険の加入記録は無く、このほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和39年3月10日にB社に入社し、系列会社を含め、同社に継続して勤務している。同社の人事記録によると、49年3月1日からA社のB店に勤務した記録があるが、社会保険庁の記録では、同年3月1日にC社で被保険者資格を喪失し、同年4月1日にA社で資格を取得したことになっており、申立期間が未加入期間となっており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

C社が保管する申立人に係る人事記録カードにより、申立人は、昭和49年3月1日からA社のB店に勤務していることが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤ってA社での資格取得日を昭和49年4月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年11月から10年9月までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（24万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年10月から11年11月までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から11年12月4日まで

私は、平成9年4月にA社に入社し、11年12月4日まで勤務した。勤務期間中に給料が半額に下がったことは無く、厚生年金保険料の控除額も下がったことは無い。

しかし、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額が、私の保管する預金通帳に記載されている給料振込額に比べ、低額に記録されており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録において、申立人の平成9年11月から10年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する24万円と記録されていたところ、10年6月24日付けで、9年11月1日にさかのぼって11万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された預金通帳の入金記録を見ると、申立事業所からの給与振込額は、入社してから退社するまでほぼ同額（約18万

円から 20 万円程度まで) であることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、事業主を含む 123 人についても申立人と同様に、平成 10 年 6 月 24 日付けで、標準報酬月額を遡及訂正する処理が行われている。

さらに、社会保険事務所が保管する滞納処分票により、申立事業所は平成 9 年 11 月から 10 年 5 月までの厚生年金保険料について滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 10 年 6 月 24 日付けで行われた遡及訂正は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録処理があったとは認められず、申立人の平成 9 年 11 月から 10 年 9 月までの標準報酬月額については、24 万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の期間の標準報酬月額については、次期の定時決定(平成 10 年 10 月 1 日)で、10 万 4,000 円と記録されているところ、当該処理については社会保険事務所が事実即さない届出であると認識していたことはいかかえず、不合理な処理であったとは言えない。

2 平成 10 年 10 月から 11 年 11 月までの標準報酬月額については、10 年 10 月から 11 年 9 月までは 10 万 4,000 円、同年 10 月及び 11 月は 11 万円とされている。

しかしながら、当該期間の申立事業所からの給与振込額は、それ以前の期間に係る給与振込額とほとんど変わらず、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額は当該給与振込額に比べ明らかに低額である。

また、申立人と同様に平成 10 年 6 月 24 日付けで標準報酬月額を半額に遡及訂正され、その後の定時決定においても、訂正処理後の標準報酬月額以下の標準報酬月額が記録されている同僚については、その者が保管する給与明細書により、遡及訂正後も訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成 10 年 10 月から 11 年 11 月までの標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額(24 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間中に事業主が届け出た 2 度の定時決定のいずれにおいても、申立人の標準報酬月額を社会保険事務所が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所に記録どおりの報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 広島国民年金 事案 773

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から4年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から4年8月まで

私は、20歳を過ぎてしばらくの間は国民年金に加入していなかったが、両親から国民年金保険料は納付した方がよいと勧められたので、平成4年9月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続を行うとともに、未納分の保険料相当額を両親に準備してもらい、申立期間の保険料をまとめて納付した。

しかし、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年9月ごろに国民年金の加入手続をA市B区役所で行ったと申し立てているが、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の者のうち、20歳到達により国民年金被保険者資格を取得した者の最初の保険料納付日から判断して、6年10月ごろに行われたものと推認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人が国民年金の加入手続をした際に郵送されてきたとする国民年金手帳の記号は、申立人が平成6年1月30日以降に居住したA市C区を管轄するD社会保険事務所が、5年11月以降に加入手続をした者に対して払い出したものである上、申立人が加入手続をした直後に送付されてきたとする国民年金手帳の最初の住所欄にもA市C区の住所が記載されている。

さらに、申立人は保険料をまとめて納付したのは1回のみであると申し立てているところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の平成4年9月から5年3月までの保険料は、過年度納付されていることが確認できることから、申立人は6年10月ごろに国民年金の加入手続を行い、その時点で納付可能であった4年9月までの保険料をさかのぼって納付したと考えるのが自然である。

加えて、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ



とはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、結婚前に勤めた 3 社分の脱退手当金を昭和 42 年 4 月 24 日に一括受給したことになる。申立期間①と②の間に勤務した A 社の 68 か月分については、結婚資金にしたいと思ったので確かに受けとった。

しかし、B 社の 2 か月分（申立期間①）と C 社の 10 か月分（申立期間②）は受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する C 社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱支給済\*-\*」の表示が記されているとともに、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には裁定年月日、支給年月日等が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、C 社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 4 月 24 日に支給決定されており、支給対象月数も申立期間①、②及び A 社の被保険者期間の合計月数と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、C 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い支給申請された脱退手当金について作成された厚生年金保険脱退手当金支給報告書の決裁番号（\*）が A 社の厚生年金保険被保険者原票にも記載されていることから、C 社を退職後に脱退手当金の請求が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の主張どおり、A 社を退職した時点で脱退手当金の支給申請を行ったとしても、i) A 社で申立人より前に資格を喪失している女性従業員で脱退手当金の支給記録がある 4 人は、資格喪失から脱退手当金の支給

決定まで3か月から23か月要していること、ii) A社とC社は同一の社会保険事務所が管轄し、申立人の厚生年金保険の記号番号が同一番号で、支給申請中に申立人が就職したことを社会保険事務所が把握可能であり、申立人がA社を退職後、C社に勤務するまでの期間が2か月半と短期間であることを踏まえると、脱退手当金の裁定処理は中止された可能性が高いものと考えられる。また、A社の被保険者原票には、同社を退職した時点で脱退手当金の支給を受けたことをうかがわせる形跡は無く、同社を退職した時点で脱退手当金の支給を受けたとは考え難い。

加えて、脱退手当金の支給申請に当たっては、制度上、厚生年金保険の記号番号が同一の事業所については、一体として請求することになっており、申立人が脱退手当金の受給を認めているA社の前に勤務していたB社については、A社における記号番号と同一番号であり、脱退手当金の支給を受けたと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月5日から36年12月1日まで  
ねんきん特別便では、勤務した記憶が無いA社で厚生年金保険に昭和36年12月1日から40年5月1日まで加入したことになる。  
しかし、B社の社長等から昭和33年10月ごろ入社の話があり、当時勤めていた会社を年内一杯で退社して、34年1月からB社のフェリーボートの船長として勤務したので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和34年1月から申立事業所に勤務するに至った経緯等について具体的に記憶していることなどから、申立期間当時、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所の当時の事業主は死亡しており、照会に回答のあった同僚は、申立人の在籍期間について明確な記憶が無く、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について具体的な供述が得られない上、申立事業所は、申立期間当時の関係資料を保管していないため、厚生年金保険料の控除等については不明としている。

また、申立人は当時の従業員数は50人（船員保険の対象者を含む。）程度としているところ、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和35年1月時点の申立事業所の厚生年金保険被保険者が27人（欠番等を含めた最大人数）及び船員保険の被保険者が5人の計32人であり、かつ、自身の勤務期間を記憶している同僚2人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、1人が申立事業所の厚生年金保険適用以前から勤務しながら厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和23年9月1日）の6か月後、1人が自身の記憶する入社日の2か月後となっていることから、申立事業所では、厚生年金保険の加入について従業員

により取扱いが異なっていたことがうかがわれる。

さらに、申立人の申立事業所における雇用保険の被保険者期間は、昭和36年10月16日から40年4月30日までとなっており、申立期間の大半は被保険者となっていない上、申立期間について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、申立事業所に昭和34年1月から勤務していたにもかかわらず、ねんきん特別便では、勤務した記憶が無いA社で厚生年金保険の被保険者期間（昭和36年12月1日から40年5月1日まで）があることになっているとしているところ、同一県内にはA社と同一又は類似の名称の適用事業所は無い。また、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、ねんきん特別便のA社の被保険者期間と一致する申立人の被保険者記録があることなどから、ねんきん特別便の事業所名の記載誤りとみられる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から35年1月15日まで

私は、現在、A社の社長（11代目）で、終戦時より現在まで引き続き勤務し、勤務期間の厚生年金保険料は、給与より差し引かれていた。

ところが、年金記録のお知らせでは、昭和33年2月1日より35年1月15日までの約2年間は空白になっていた。50年前のことであり、当時の書類は無く、担当者も死亡しており、調査確認の方法は無いが、空白となっているのはおかしいので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿によると、申立人は、昭和27年に取締役就任し、申立期間を含め現在まで取締役（昭和42年11月から代表取締役）となっている。

しかし、社会保険事務所に保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和25年3月29日に健康保険の被保険者資格を取得（厚生年金保険については新規適用となった昭和28年1月1日に資格取得）し、33年2月1日に健康保険及び厚生年金保険の資格を喪失しており、その備考欄には健康保険証を返還したとみられる「返 2.10」の記載がある。

また、申立事業所の当時の社会保険事務担当者は、既に死亡しており、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある同僚についても、大半が死亡又は所在不明で、申立人の厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができない上、ほぼ申立期間と一致する昭和33年1月25日から35年1月15日までの期間のみ被保険者資格を有している従業員については、申立人は記憶が無いとしている。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているが、申立事業所には、申立期間当時の賃金台帳等は保管されておらず、

申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前を確認することはできず、健康保険番号にも欠番は無く、ほかに、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 52 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで  
②昭和 53 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 1 月 13 日から 55 年 3 月 1 日までA社に勤務していた。その間、途中やめることなく、勤務していたのに、厚生年金保険の記録が途中 1 か月間、2 回飛んでおり、納得がいかないのので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所に日々雇用職員として、1年間継続して勤務（11 か月はB事業所、1 か月はC事業所）し、1年ごとの更新であったことを記憶しており、当時の給与担当者（C事業所担当）も申立人が主張するような勤務形態であったとしていることから、申立人が申立期間について申立事業所に勤務していたと推認できる。

しかし、申立人が同じ勤務形態であったとする同僚は、申立人と同様の厚生年金保険の被保険者記録となっており、申立期間①及び②については被保険者期間となっていない。

また、申立事業所から提出された申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、雇用保険の被保険者記録と厚生年金保険の被保険者記録は一致しており、1 度目の離職時には昭和 52 年 1 月 1 日に離職票を交付、2 度目の離職時には 53 年 1 月 1 日に離職票を交付している記録があり、申立期間①及び②については、申立人は退職扱いとなっていたことが確認できる。

さらに、申立事業所は、申立期間当時の関係資料を保管していないため、厚生年金保険料の控除等については不明としており、当時の給与担当者（C事業所担当）も、C事業所所属の期間は労働災害保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかったと思うとしている。



加えて、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は3回被保険者資格を取得しているが、厚生年金保険の記号番号は同一番号で、整理番号も資格取得時期に適合したものとなっており、不自然さは無い上、申立期間①及び②について整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月から28年8月5日まで

昭和25年10月に前の会社を退職後、しばらくしてA社B出張所へ就職し、同B出張所が解散するまで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が28年からとなっている。

勤務していた期間は厚生年金保険に加入していたと思うので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の土地建物の貸主は、申立人が申立事業所に昭和25年ごろから数年間勤務していたとしているが、申立人の勤務期間及び勤務実態については、明確な記憶が無く、申立人が記憶している同僚3人は、死亡又は所在不明で、供述を得ることができない。

また、申立事業所の本社は、申立期間当時の関係資料を保管していないため、厚生年金保険料の控除等については不明としており、照会に回答のあった元従業員は、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について具体的な供述は得られない。

さらに、申立人が所持している年金手帳（オレンジ色）のうち、申立事業所に勤務していた当時の厚生年金保険の記号番号が記載されている手帳には、初めて被保険者となった日が昭和28年8月5日と記載されており、申立期間は被保険者期間となっていない。

加えて、社会保険事務所が保管している申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 1 日から 26 年 9 月 1 日まで

私は、A社B事業所の坑内で、申立期間を含めてずっと採炭業務に従事していた。

本来であれば被保険者資格は第3種のはずなのに、社会保険庁の記録では第1種となっている。

退職時に入手した職務台帳に当時の職務内容が詳しく記載されているので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、i) A社から提出された労働者名簿及び鉱員名簿に、申立人が申立期間に採炭部門に所属していたことが記載されていること、ii) 申立人から提出された係員職務台帳に、申立人が昭和 20 年 7 月に発破係に、24 年 8 月に坑内保安係に選任されたことが記載されているほか、申立期間における職務の範囲が記載され、直接監督者や鉱務監督官の確認印があり、C産業保安監督部の鉱山保安担当者は「記載内容から申立人は坑内作業に従事していたものとみられる。」としていること、iii) 申立人が記憶している同僚のうち、申立期間当時、申立ての事業所に勤務していた1人のほか、申立ての事業所の当時の事務職3人も、申立人が坑内作業に従事していたと供述していることから、申立期間当時、申立人が坑内作業に従事していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所が保管する、数次にわたり書き換えられている申立ての事業所の厚生年金保険被保険者名簿のうち、申立期間に係る4次目の被保険者名簿には、申立人の備考欄に「22.10.10 種別変更」と記載され、種別欄に記載されている「坑内夫」が「其の他」に訂正されており、6次目

の被保険者名簿には、申立人の備考欄に「26.9.1 変更」と記載され、種別欄に記載されている「内」が「外」に訂正されていることが確認でき、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも、「22.10.10 ①（其の他）」及び「26.9.1 ③（坑内夫）」と記載されていることが確認できる。

また、申立人が記憶する坑内作業に従事していたとする同僚7人のうち、厚生年金保険の加入記録が確認できる6人の申立期間における記録を照査したところ、5人（うち2人は、申立期間当時は他の炭鉱に所属）は申立人と同様に全期間が第1種被保険者であり、1人は前半が第1種被保険者であることから、申立期間当時、申立ての事業所では、坑内作業従事者であっても、第1種被保険者として届出を行っていたものと考えられる。

さらに、A社の人事担当者や同社B事業所の元労務課職員は、「第1種被保険者として届出をしながら、第3種被保険者としての保険料を給与から控除することは考えられない。」と供述しており、このほかに、申立期間において、給与から第3種被保険者としての保険料を控除されていた事実を確認することのできる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 958 (事案 120 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 9 月から 59 年 4 月まで A 社で働いていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無かったため、申し立てが認められなかった。

この度、A 社で一緒に働いていた同僚を思い出したので、再調査をしてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、申立人が申立ての事業所で働いていたことは、雇用保険の加入記録及び当時の役員や同僚の供述から認められるものの、i) 申立人の給与から保険料を控除していたとする、説明を裏付ける関連資料等が無いこと、ii) 申立人が昭和 55 年 5 月に国民年金及び国民健康保険に加入し、いずれの保険料も申立期間を含め継続して納付していること、iii) 申立ての事業所に係る職歴審査照会回答票の申立期間における整理番号に欠番が無く、現在の申立人の加入記録以外には記録が無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにあたり、申立人が思い出した同僚に聴取したところ、「当時、私は B 社職員で、非番の時に A 社でアルバイトをしていただけであり、従業員ではなかった。したがって、申立人の厚生年金保険については何も分からない。」とのことであった。

また、申立ての事業所での申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和 59 年 4 月 1 日に資格を取得し、同月 21 日に資格を喪失していること、当該原票が同月 17 日に作成され、健康保険証が同年 5 月 1 日に返納さ

れたことが記載されている。

なお、C退職金共済の加入記録によると、申立人は、昭和 56 年 8 月に申立ての事業所で加入し、この時点で 1 冊目の共済手帳が交付され、57 年 8 月に 2 冊目、61 年 5 月に 3 冊目に更新され、61 年 5 月に退職し、証紙は合計 670 枚となっている。共済手帳には 1 日働くごとに 1 枚の証紙を貼<sup>は</sup>り、1 冊に 250 枚の証紙を貼<sup>は</sup>ることができるので、月当たりの就労日数を単純計算すると、1 冊目の共済手帳を使用していた時期は約 20 日となるが、2 冊目以降の同手帳を使用していた時期は約 9 日となる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和21年6月30日から24年4月1日まで  
私は、昭和21年4月1日からA社のB丸に乗船し、C地方からD方面に石炭を運んだ。  
同僚と一緒に3年ぐらい乗船しており、船員手帳は残っていないが、船員保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の船員保険被保険者台帳及び社会保険事務局が保管するA社（船舶所有者）の船員保険被保険者名簿により、申立人が昭和21年4月1日に資格を取得し、同年6月30日に資格を喪失していることが確認でき、申立人が記憶する同僚も、申立人と同一日に被保険者資格を取得し、喪失していることが同被保険者名簿で確認できるが、申立人及び同僚のいずれも申立期間についての加入記録は見当たらない。

また、申立ての事業所の被保険者名簿の申立人と同一ページに記載されている別の同僚に聴取したところ、「自分の父が、B丸の船長で、自分も甲板員だった。申立人が、当時、見習甲板員として乗船して来たのは、はっきり覚えているが、乗船期間は短かったと思う。父も昭和21年4月1日に船員保険の資格を取得し、同年6月30日に資格を喪失しているが、その後の記録が無いのは、他の船に乗ったためだと思う。自分も、その後、漁船に乗ったので加入記録は無い。」と供述している。

さらに、申立ての事業所で申立期間の一部に加入記録のある船員は、「自分は、機関長としてE社のB丸に、昭和23年8月1日から25年5月31日まで乗船したが、申立人及びその同僚は乗船していなかった。」と供述している。



申立人は、「A社のB丸に乗船していた。」としているが、申立てのB丸の船舶所有者は、F運輸局が保管する船舶原簿謄本により、E社であることが確認でき、同社は、申立期間以降の昭和24年5月1日に船員保険の適用事業所となっていることが社会保険事務局が保管する船舶所有者索引簿により確認できる。

一方、申立ての事業所（船舶所有者）は、政府の石炭政策により、C地方から全国に石炭を輸送した会社であり、石炭運搬船のみが同社に加盟し、船員保険の適用を受けたものであることから、申立ての船舶の実質的な所有者とみられるE社が船員保険の適用となる以前に、申立ての船舶が申立ての事業所に加盟したことにより、申立人等に船員保険の加入記録があるものである。

なお、E社のB丸が、申立ての事業所に加盟していた期間については、B丸の実質的な所有者とみられるE社は昭和26年4月に解散し、申立ての事業所も27年ごろに解散しているため、確認することができない。

このほかに、申立人が、申立期間において申立ての船舶に乗船していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 960 (事案 157 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から同年 5 月まで  
② 昭和 37 年 10 月から 38 年 8 月まで

私は、集団就職でC市のA社に入社し、昭和 37 年 1 月から 38 年 8 月ごろまで勤務した。

前回の申立ての際、一緒に行った同僚との関連で調査してくれると思っていたが、納得がいかないので再申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、社会保険事務所の記録から、申立ての事業所で申立人に係る厚生年金保険の被保険者期間が 4 か月確認でき、申立人が記憶する同僚 4 人のうち 1 人について、厚生年金保険の被保険者記録が特定できたことから、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは確認できるが、i) 申立人が記憶する事務担当者は既に死亡し、同僚 4 人のうち 3 人は被保険者記録が確認できず、厚生年金保険の加入記録のある 1 人は所在不明のため供述が得られないこと、ii) 当時の社長、及び申立人と同時期に資格取得した 13 人の同僚のうち、所在が確認できた 1 人に聴取したが、いずれも申立人についての記憶が無く、具体的な供述は得られないこと、iii) 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにあたり、申立人は同僚の再調査を求めていることから、同僚 4 人の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、このうち 3 人が申立期間直前の時期に B 市内の他の事業所で一緒に勤務していたことが確認でき

るとともに、同僚の供述から他の2人の氏名が判明した。

これらの同僚に申立期間前後の状況を聴取したところ、同僚の1人は、「4人がC市の旅館に泊まり、仕事を探したことは記憶しているが、申立人は記憶に無い。自分は申立ての事業所に1年も勤務したかどうか覚えていない。申立人とは歳が違うので詳しく覚えていないし、申立人が申立ての事業所にどのくらい勤務したか知らない。」と供述している。

また、別の同僚は、「自分は、昭和36年10月ごろから申立ての事業所に勤務したが、その後、別の事業所に勤務したので、申立人のことは分からない。」と供述し、さらに、別の同僚は、「昭和37年5月ごろ、申立人と2人で、夜行列車に乗ってC市に行ったことは覚えている。自分は申立ての事業所を数日で辞めて郷里に帰ったので、申立人のことは詳しく分からない。」と供述しているほか、「申立人のことは記憶に無い。」と回答した同僚もいるなど、申立人の主張を裏付ける同僚の供述は得られない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 1 日から 6 年 1 月 1 日まで

私は、専門学校を卒業後、平成 2 年 5 月から 12 年 11 月まで A 店に勤務し、接客業務をしていた。入社したときの会社名は B 社であったが、6 年 1 月 1 日に C 社に社名変更している。

しかし、社会保険庁の記録では、私の A 店での厚生年金保険の加入記録は平成 6 年 1 月 1 日以降の期間しか無く、B 社であった申立期間の加入記録が無い。申立期間と、社名変更後の期間とで、業務内容や事業主、従業員に変更は無いことから、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿によると、B 社は昭和 50 年 11 月に設立され、平成 5 年 9 月 16 日に C 社への組織変更により解散し、同日付けで C 社が設立されていることが確認できる。また、申立人が申立期間について B 社に勤務していたことは、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述等から認められる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、C 社は平成 6 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、B 社は適用事業所としての記録が見当たらない。

また、B 社の役員 4 人及び申立人が記憶する同僚 6 人は、いずれも申立人と同様に平成 6 年 1 月 1 日に C 社において被保険者資格を取得しているものの、申立期間において厚生年金保険の加入記録は無く、役員のうち 3 人は申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付している。

さらに、上記の者以外の者で、平成 6 年 1 月 1 日に C 社において被保険者資格を取得している者に照会した結果 6 人から回答があり、いずれも申立期

間においてA店に勤務していたが、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと供述している。

加えて、申立人は申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からないとしており、このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年から 34 年まで

私は、A社に昭和 30 年から 34 年まで正社員として勤務し、左官の仕事をしていましたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立事業所での厚生年金保険の加入記録がある同僚 4 人のうち 1 人が、申立人の名前を聞いた記憶があると供述していることから、時期は不明であるが、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所において申立期間当時、社会保険事務を担当していた者は、現場作業を行う従業員については、厚生年金保険への加入は希望制であり、給与手取額が減るため加入していなかった者も多いとしている。

また、2 人の同僚は、申立事業所の従業員数は 300 人ないし 400 人ぐらいであったとしているが、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は約 40 人であり、上記の社会保険事務担当者が供述しているとおりに、申立事業所に在籍していながら厚生年金保険に加入していなかった者が多数いたことが推認できる。

さらに、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかは覚えておらず、健康保険証の受取りについても記憶に無いとしている。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和37年10月1日から40年10月14日までの期間に係る脱退手当金の支給が適正に行われていないものと認めることはできない。

また、申立人は、昭和40年10月14日から43年5月5日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月1日から40年10月14日まで  
② 昭和40年10月14日から43年5月5日まで

私は、昭和37年10月にA社に入社し勤務していたが、40年10月に私事でお金が必要となり、会社に内緒で社会保険事務所の窓口で脱退手当金の請求手続きを行い、その場で当該手当金を受領した。しかし、私は、その後も同事業所に継続して勤務しており、厚生年金保険の被保険者であった。規則上、厚生年金保険被保険者は脱退手当金の受給資格が無いにもかかわらず、申立期間①に係る脱退手当金を支給した社会保険庁の事務処理はざさんであり、無効なものであるので、当該事務処理によって消滅した申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録を復活してほしい。

また、昭和37年10月1日から43年12月6日まで継続してA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間②が、厚生年金保険の未加入期間となっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①に係る脱退手当金の受領については、申立人は自分で社会保険事務所の窓口で脱退手当金の請求手続きを行い、当該手当金を受領したとしている上、社会保険事務所が保管する申立事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。また、申立期間①に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る被保険者資格喪失日から約3か月後

の昭和41年1月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間①後も継続して厚生年金保険の被保険者であったので、本来、脱退手当金の受給資格はなかったにもかかわらず、社会保険事務所が事務処理を誤って当該手当金を支給したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する被保険者原票により、申立人は昭和40年10月14日付けで被保険者資格を喪失していることが確認でき、そのほか社会保険事務所の事務処理に誤りがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立期間①に係る脱退手当金の支給が適正に行われていないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②において申立事業所での厚生年金保険加入記録のある同僚5人の供述内容から判断して、申立人は申立期間②において、時期は特定できないものの、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記同僚のうち2人は、申立人について、「一時期、解雇されたことがある。」、「会社に来ていない時期があったかもしれない。」と供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録及び被保険者原票により、申立人は昭和40年10月14日付けでいったん被保険者資格を喪失し、43年5月5日付けで、申立期間①に係る被保険者台帳記号番号とは異なる記号番号で資格を再取得していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。